

## 第22回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：令和元年12月16日（月）午後2時から

（開始）

### ○事務局（山村室長）

ただいまから、第22回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。本日は委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。この委員会は、既に御承知のとおり、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するために、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことなどを目的として、関係条例に基づき設置したものでございます。

当委員会の会議は、原則公開として傍聴席も設けさせていただいておりますので、御了承をお願いいたします。

本日の委員会は、返還事務の取組状況の報告と意見聴取案件が2件ございますので、よろしくをお願いいたします。

なお、お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付させていただいております第21回委員会の了解事項と議事録につきましては、既に宮川委員長に御了解をいただいたうえで、共生社会推進室のホームページで公表をさせていただいております。この点も御了承をよろしくをお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、議事の進行につきまして、宮川委員長、どうぞよろしくをお願いいたします。

### ○宮川委員長

それでは、以降は私の方で進めさせていただきます。

最初に、本日の委員会につきまして、4人全ての委員が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定により、定足数、これは過半数ですが、これを満たしておりますので、本会議が有効に成立していることを確認させていただきます。

それでは議事に移りたいと思います。

本日の議事につきましては、事務局から報告事項が1件、その他に意見聴取案件として2件ございます。

まず、報告案件に入らせていただきます。

「奨学金等返還事務の取組状況」について御報告いただきますので、事務局からお願いいたします。

### ○事務局（伊藤課長）

事務局を務めております共生社会推進室事業調整担当課長の伊藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは失礼しまして、着席にて御説明申し上げたいと存じます。

1ページ、右肩に資料1とあります資料を御覧願います。

奨学金等返還事務の取組状況を令和元年9月末日現在でまとめたものでございまして、平成30返還年度分、これは平成30年10月1日から令和元年9月30日までになりますが、これが終了した時点での取組状況をまとめたものでございます。

では、まず「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」を御覧ください。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。

この表は、左から2番目にございます借受者の欄の人数、1,404人につきまして、その返還手続の状況を人数ベースでまとめたものでございます。

この分類についてでございますが、右に向かって「完納等」、「返還猶予」、「返還免除」及び「返還請求」の別、さらにこの返還請求の状況を「返還済」と「未返還」に分けまして、未返還をさらに「滞納」と「滞納なし」に分けたものでございます。この後、説明申し上げますが、今回から新たに完納等の欄を設けたところでございます。

それでは、この「完納等」でございますが、表の下の注1を御覧ください。

完納等とは、平成29返還年度までに、完納又は全部免除となったことによりまして、平成30返還年度以降の対応が不要となった方の数でございます。

従来は、返還免除や返還済の欄に含まれていた人数でございますが、平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権ですので、もうすぐ20年の返還期間の満了を迎える方が今後増えてまいります。こういった方々を完納等に計上することで、今の手続の状況をよりの確に御報告できるものと考えて、このような構成にしたものでございます。

また、この平成30返還年度をもって完納等になる方につきましては、今回までは返還免除又は返還済の欄に含んでおりまして、次回の報告時から完納等に反映する予定でございます。

この返還年度までに全て手続を終えられた完納等の方の人数は、61人、全体の4.3パーセントに当たる数字となっております。

次に「返還猶予」でございます。返還猶予の方は0人ございまして、平成30返還年度分について猶予の決定を受けた方はいらっしゃいませんでした。

次に「返還免除」でございます。返還免除は、1,191人ございまして、具体的には平成30返還年度に免除決定を受けられた方、それから平成29返還年度以前に、この平成30返還年度の返還分を含めて免除決定を受けておられる方の合計でございます。

表の下の注2を御覧ください。この返還免除の数字の中には、現在は免除の適用を受けていらっしゃいますが、過去の滞納分がまだ残っており、これを返還中であるという方がお二人いらっしゃいます。

次に「返還請求」の欄にお進みください。返還請求の対象は、152人でございます。これは完納等や返還猶予、返還免除のいずれにも当たらない方となっております。

右の内訳に進みますけれども、まず平成30返還年度分まで返還済の方は135人、平成30返還年度分の返還が完了していない未返還の方が17人でございます。9月末の納期限を既に迎えておりますため、未返還の方、全員が滞納に分類されることとなります。

表の下の注4を御覧ください。

この表に記載の滞納の方、17人につきましては、平成30返還年度分から新たに滞納となった方ございまして、平成29返還年度以前からの継続的な滞納者はおられません。

先ほど御説明しました注2に記載のありました過去の滞納分を分納中の方と合わせまして、実際の滞納者の数は19人でございます。

次に注5を御覧ください。

表に記載の滞納者17人の取組状況の内訳を記載してございます。返還金をまだお納めいただけていない方が15人、所在不明の方が一人、分納誓約をいただきまして現在返還中の方が一人という内訳になっております。

(1)の人数ベースの手続の状況については以上でございます。

次に「(2) 督促・催告の実施状況」の方に移りたく存じます。

説明の前に、まず資料の6ページを御覧いただけますでしょうか。「参考2 奨学金返還手続に係るスケジュール」をまとめてございます。

返還金が滞納となった場合の手続としましては、督促、催告及び特別催告を行い、最終的に法的措置を行うという流れとなっております。それぞれの措置の内容につきましては、資料の上のところに、(1)から(4)として説明をさせていただいております。

まず督促につきましては、新規滞納者に対して、9月末の履行期限を経過して3箇月後の12月に行うものとなっております。

催告は、その督促における指定期限の後、3箇月ごとに4回繰り返すものでございまして、2回目以降の催告におきましては、保証人の方も対象に行っております。

そして、4回の催告にも応じない方に対しまして、次に特別催告を年2回行っております、それでも解決しない場合で、滞納金額が50万円を超えるなど法的措置の対象者となった方には、資料の下に図がございますが、一番右の法的措置の流れに移って、特別催告又は委員会での御意見を頂いたうえで訴訟提起に移ると、こういった流れを採っております。

資料の図の左上の部分、督促催告の実施イメージと書かれたところに、今回報告分という太枠で囲まれた部分を御覧ください。

今回の委員会で御報告申し上げますのは、前回3月末時点での報告以降、9月末までの間の取組状況でございまして、平成29返還年度からの新規滞納者に対する2回目と3回目の催告、平成28返還年度からの継続滞納者に対する1回目の特別催告が報告の対象となるものでございます。

それでは、資料の1ページにお戻りいただければと存じます。

「ア 新規滞納分」でございまして、昨年9月末日の履行期限が経過し、新たに滞納となった平成29返還年度分の滞納者の方は16人いらっしゃいましたが、その後の納付勧奨や平成30年12月の督促、平成31年3月の催告に応じていただきまして、3月末までに全員が返還手続に応じていただけましたことから、今回報告すべき催告の対象者はいらっしゃらなかったものでございます。

「イ 継続滞納分」でございまして、記載のとおり、平成28年度以前からの継続滞納者の方は既にいらっしゃいませんので、今回報告すべき催告の対象者はいらっしゃらなかったということでございます。

次に「(3) 今後の裁判手続対象者の見込みについて」でございます。

こちらにつきましても記載のとおり、裁判手続の対象となる滞納者、これは滞納額が50万円以上であること、あるいは1年以内に消滅時効を迎える債権を滞納しておられる方になりますが、

当面生じない見込みでございます。

それでは、資料2ページにお進みください。

「(4) 平成30 返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」を件数ベースでまとめたものでございます。

まず、表の下の注を御覧いただけますでしょうか。

この表は、平成30 返還年度の方につきまして、返還猶予、返還免除又は返還請求のいずれかを行うものの件数と金額を示したものでございます。

先ほどの人数ベースの表との違いは、前の返還年度までに全額を返還済みの方や、全額免除となった方などは、先ほどの人数ベースの表には完納等として反映しておりますが、こちらの平成30 返還年度分では、この完納等の方は取組不要となっておりますので、この表には入っていないという関係にございます。

それでは、表の中を御説明いたします。

まず、返還猶予、返還免除、返還請求のいずれかを行う必要がある総件数は1,674件、金額にして1億2,659万2,000円でございます。

こちら、高校と大学は件数を分けてカウントをしておりますので、両方の奨学金を利用されている方は2件とカウントしますことから、件数は人数よりも多くなっております。

次に返還猶予でございますが、平成30 返還年度分では該当はございませんでした。

次に返還免除でございます。件数は1,487件、金額にして1億1,146万円でございます。

今年度に返還免除を決定した方だけではなく、先ほど申し上げましたが、過去に返還免除の決定を行い、平成30 返還年度も免除期間中である、例えば5年間の免除期間の2年目から5年目に当たる方の件数や金額もこの中に含まれております。全体に対する構成比は、件数で88.8パーセント、金額で88.0パーセントでございます。

次に返還請求でございます。件数は187件、金額にして1,513万2,000円でございます。件数で11.2パーセント、金額で12.0パーセントの構成比でございます。

右の内訳に移りますが、収入が165件で1,429万8,000円、未収入が22件で83万4,000円となっております。

次に表の下、返還免除の内訳と記載のあるところに移りたく存じます。この上の返還免除の事由別の内訳を記載しているものでございます。

借受者の死亡による免除が1件、所得が基準以下による免除が1,486件でございます。

次に履行期限の延長の状況の説明を申し上げます。履行期限の延長とは、所得は免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当せず、返還免除とはなりません。経済的な負担に配慮し、総返還金額は変更することなく、返還期間を延長することによって、1年当たりの返還金額を最大半額にするという措置を採っているものでございます。

この履行期限延長の件数は、返還請求187件の内数で、所得が基準以下のために当たる方が46件、36人いらっしゃいます。

その他、特別な事情等による延長の方というのはいらっしゃいません。

次に「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況(平成30年度決定分)」についてでございます。

いわゆる条例に基づく一律免除の状況でございますが、これは平成30年度、今年の3月に決定した分でございます。前回の監理委員会で報告済みの内容でございますので、参考に再度掲載しているものでございます。説明につきましては省略させていただきたく存じます。

続きまして、3ページにお進みください。

「参考1 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況」をまとめたものでございます。

まず「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」でございますが、先ほど2ページの「(4) 平成30返還年度分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」で御報告しました内容の、平成19年度から平成29年度までの過去の報告した情報のストックをこの3ページから4ページにかけて一覧としてまとめたものとなっております。

この中で、一番右の未収入の欄につきましては、平成24年度から平成26年度まで、若干の件数、金額が御覧いただけるかと存じますが、こちらは今現在、分納誓約に基づいて分納中であるという、冒頭、人数ベースで二人と御説明申し上げた方々の状況となっております。

資料4ページの中ほどから、返還猶予の事由別内訳、資料4ページの下部から5ページにかけて返還免除の事由別内訳という表が御覧いただけるかと存じます。

こちらにつきましても、これまで返還猶予を行った事由別の内訳の件数と、返還免除の事由別の内訳の件数を年度ごとに記載しているストックの情報でございます。

過去に報告済みの数値でございますので、詳しい説明は省略させていただきます。

また、5ページに「平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」の表をまとめてございます。こちらにつきましても、一律免除の状況につきまして、過去の平成19年度から平成29年度までの数字を一覧としてまとめたものでございます。

上の(1)の表が一律免除、下の(2)の表が死亡による免除の状況となっております。こちらにも既に御報告済みのストックの情報でございますので、詳しい説明は省略をさせていただきたく存じます。

7ページにお進みください。

「参考3 平成26返還年度に免除決定を受けた借受者に係る奨学金等の返還手続の状況について」でございます。

まず柱書の下注の部分を御覧いただきたく存じます。この奨学金制度につきましては、平成20年12月に条例を制定し、平成21返還年度から返還手続を開始いたしました。その最初の年度に大半に当たる約1,000の方が手続を行い、5年間の返還免除の決定を受けていただいております。そして、この5年間の免除期間が経過しました平成26返還年度に、これらの借受者の方が再度手続を行い、またその大半が返還免除の決定を受けていらっしゃいます。

そして、この柱書の冒頭にまいります。平成26返還年度に返還免除となった借受者の方につきまして、平成30返還年度をもって免除期間の5年が経過することから、令和元年度以降の返還分につきまして、改めて返還手続、返還免除又は免除とならなかった方には返還を求める手続になりますが、これらを行っていただく必要がございます。

こうした借受者の方を対象に、本年6月から、返還手続の相談や申請の受付等の業務を開始いたしまして、この9月末で事前申請の期間が終了いたしております。この9月末現在の手続の状況について御報告を申し上げます。

それでは「1 概況」でございます。表にまとめてございます。

まず最上段、対象者の方は905人いらっしゃいます。

その次、免除決定済みの者としていますが、既に免除の申請をいただきまして、免除の決定までが済んでいる方は、9月末現在で467人いらっしゃいます。

一方で、判定の結果、免除とならなかった、いわゆる非免除と呼んでおりますが、こうした方々が9月末現在で100人いらっしゃいます。

そして次に免除判定中でございますが、免除判定に関する書類等が提出されておまして、9月末現在で判定中の方は147人いらっしゃいます。

これらを合わせた計714人、約8割の対象者の方につきましては、私どもの方で状況を把握し、既に手続を行い、あるいは今現在、判定中という方々でございます。

最下段ですが、9月末現在で未申請となっている方は、191人、約2割いらっしゃいます。申請書類の提出待ちの方や、現在、私どもの担当の方で接触をしている方、あるいは一部でございますが、なお所在を把握できていないという借受者の方もいらっしゃるところでございます。

次に「2 今後の進め方」でございます。

返還免除の申請期間が終了する来年、令和2年9月末に向けまして、先ほどの未申請の方々につきましては、引き続き粘り強く対応してまいりたいと考えております。また、判定の結果、免除とならなかった方は、9月末現在で100人いらっしゃいまして、今後こうした方が生じてくることが予想されますので、100人以上となってまいります。こうした方々は、新たに返還金をお支払いいただく方となりますので、今後、しっかりと履行していただけるよう、納付状況の管理を確実に行っていきたいと考えております。また、返還いただくということについて、丁寧に説明を申し上げまして、御理解いただきたいと考えているところでございます。

それでは、資料1の説明については以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

## ○宮川委員長

ありがとうございました。

それでは、御報告につきまして、委員の先生方、何か御質問がございますでしょうか。

## ○木田委員

よろしいでしょうか。御丁寧な御説明ありがとうございました。資料のところでは2点ばかり、教えていただきたい点がございます。

最初、資料1の1ページのところで、未返還の方が13年度以降に返還の始期を迎えた者で17人であると、プラス二人の方がいらっしゃって、全部で19人の方がいる。これは、あくまでも9月末現在ということで教えていただいておりますけれども、それ以降、現在までのところの状況がどうなっているのかというところを一点、教えていただきたいと思っております。

もう一点は、最後に御説明いただきました7ページのところでございます。真ん中の表のところ、判定の結果、免除とならなかった方が100人いらっしゃるということで、この方については、新たに返還の対象になるという御説明でしたけれども、この方々の御反応というか、御説明

いただいたときの状況等々を、しっかりと理解していただいているかどうかということも含めて、御説明いただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○事務局（森課長）

いつもありがとうございます。事業推進担当課長の森といいます。

今の木田先生の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず一点目の、17人の当初、滞納になっていたけれども、それについて現時点でどうなっているかということですが、現時点で滞納が継続されている方は3人。それから分納誓約で滞納が出ている方の二人はそのままですので、計5人となっております。残るこの3人の方についても、そのうちの二人については、12月に賞与が出ますので、それをもって納付をしたいとお約束いただいておりますが、現時点では納付確認ができておりません。残り一人は今、折衝中ということになります。

続きまして、100人の方の非免除について、どのような状況かということですが、現時点ではもう少し超えている人数になっておりますけれども、拒否状態の方はいらっしゃいません。ただ、当初、返還不要というような趣旨の制度であったことから、説明する中で当初の約束と違うのではないかというようなお叱りを受ける場合も多々あります。ただ、そうは言いつつも、納得していない、払わないとおっしゃっている方は、今のところいらっしゃいません。納付方法は月賦、半年賦、年賦の3種類ございますので、そういった方法と、先ほど説明があった履行期限の延長などを活用していただいて、できるだけ納付をしやすい状態で返還をお願いしているというような状況でございます。

#### ○宮川委員長

よろしいですか。

#### ○木田委員

ありがとうございます。ということは、最初の御質問させていただいた1ページのところで、滞納が17人ということですが、現在のところ、実際残っているのは3件で、そのうち2件も、めどがついているということで、全体的に見て、順調に御対応していただいていると理解させていただいてもいいかなと思っております。

二つ目のほうにつきましても、御説明いただいているようなことに御配慮いただいて、手続も大変なところもあるかと思えますけど、引き続き御丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございました。

#### ○宮川委員長

その他、ございませんか。それでは、玉置委員。

#### ○玉置委員

今、説明いただきました7ページのところに、もう一度、私もお聞きしたいことがあるんです

けれども、この判定の結果、免除とならなかった方の対応というのは分かりますが、未申請の方がまだいらっしゃる。また、この申請の期限というのは残されてはいると思いますが、その期限内に、この191人のうち、申請をこれからしようとおっしゃる方、あるいは、既に京都市と、きちんと接触の取れている方などはよろしいんですが、先ほど所在不明ということをおっしゃったと思います。この所在不明の方が、この191人の中にどれぐらいいらっしゃるのか。そしてその方々に、きちんと連絡を取れる方法は見出せているのかという、それが1点です。

それから、この対象者905人の方は、返還手続の準備のときから関わっていらっしゃるんですが、先ほど、平成30年ベース、1ページのところには、返還免除1,190人ほどいらっしゃるんですけども、この905人というのは、どの期日の段階で905人になったのか、教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

### ○事務局（森課長）

今回、再判定となる方で所在不明の方がどの程度いらっしゃるかということですが、数名おります。住民票の住所、こちらが把握してる住所に、例えば免除の案内を送らせていただいて宛先不明で返ってくる場合などです。その後、お電話番号などもうちは承知してますので電話をしますと、番号が変わっていらっしゃったり、全然違う方につながってしまったりとかいうようなことや、家を見に行きますと、もうそこが更地になっていて、現実、住民票は動いてないけれども、その住所には住んでいらっしゃらないというような方が数名いらっしゃいます。今後、それをどうしていくのかということなんですけれども、基本的に連絡は取り続けますが、来年の9月末、年度の期限までに定期的に住民票を取って移転されていないか確認したり、御本人さんと、それから連絡対象者という二つのルートがありますので、そういう方を、どちらかを通じて、おられる場所を把握できないか、御存知ないかというような問い合わせをしたりとか、そういったことをしながら数を絞っていくことにはなります。ただ、絶対に全部が解決するかというと、今どうかと言われると、答えがないと思いますが、そういう取組は常時、続けていくということになります。

それから、先ほどの1ページで、1,191人の中の905人ということなんですけれども、この中に、今、免除中で、この中から905人が、いわゆる今回、免除が明けて申請手続をしていただくということになります。

### ○事務局（伊藤課長）

若干補足を申し上げますと、この1,191人といいますのが、平成30返還年度まで免除の方もいらっしゃいますし、また、それを超えて、まだ免除の2年目、3年目、4年目という方もいらっしゃいます。その中で、平成30返還年度で免除を終了される方。そしてまた、令和元年度以降も、返還期間を継続される方が905人いらっしゃるということでございます。

### ○玉置委員

1,191人のうちの905人。

### ○事務局（伊藤課長）

はい、そのとおりでございます。残りの方というのは、まだこの9月末で免除期間が終了する方ではない方などが主になってまいります。

それから所在不明の場合の手立てについても若干、補足を申し上げますと、仮に、来年9月末まで所在が把握できないといったようなことがございますと、その期限を迎えるということになりますけれども、所在不明の場合ですと返還の猶予でありますとか、あるいは返還の免除といった手続もございます。資料で規定集がお手元にあるかと思えますけれども、こちらをお開きいただきまして「京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱」第14条に所在不明等による返還の猶予という制度がございます、この第1号に、所在不明又は長期間不在であったため、条例の規定による債務の免除及び猶予等の手続に関する説明を受けることができなかつたときに猶予することができるという規定がございます。

ですので、例えば所在が判明した段階で、既に期限が経過しているといったことであれば、こういった規定を使って、まずは猶予を適用して、その滞納状態をなくして、そこから手続をいただくという方法もございますし、また、3年以上所在が判明しないようなケースにつきましては、所在不明による返還免除といった基準もございます。

同じ要綱の第5条に、所在不明による返還の免除という規定がございます、これは条例に、長期間所在不明となったため返還することができなくなったと認められる場合に免除できるということになっておりますけれども、その具体的な基準といたしまして、この1項1号に、借受者の所在が3年以上継続して不明であることといった基準がございます。こういった基準に該当した場合に、所在不明による返還免除の対象になってくるということもございます。最終的に所在が分からないといった場合の手立てとしては、こういった制度が用意をされてございます。以上でございます。

### ○宮川委員長

よろしいですか。

### ○玉置委員

はい。分かりました。

### ○宮川委員長

そのほか、ございますか。ちょっと今のことで私から一つ、今の続きというか、こういう理解でいいんですかということの一つ確認したいんですが、申請がないままで、例えば来年の9月末を迎えてしまって、所在が不明だという人について、その返還猶予等のこともありうるというお話でしたけれども、例えば資料の4ページで、過去の平成20年度から29年度のところを見させていただくと、中ほどの返還猶予の事由別内訳というところで、所在不明というのと長期不在というのがあって、それぞれ平成26、27、28、29、それから30年度もそうだったと思いますが、0で推移をしているということは、例えばこれは5年前の同じようなこのボリュームゾーンの、5年

ごとの申請の方々、つまり今回の対象者と、ほぼ重なるというような方々が、今言われたような経緯で、所在不明だから返還猶予になっていると、あるいは長期不在で返還猶予になっているという実績としては、前はなかったというように見ればいいんですかね。

#### ○事務局（森課長）

返還猶予を適用した長期不在の方というのは、数年いらっしゃいませんで、住民票が動いてなくて、今の住所地が分からないというような状況を説明させていただいたんですが、普通に生活していらっしゃいますと、学校の手続であるとか、いろんな役所の手続だとか、免許証の更新であるとか、どこかの時点で、必ず住所を移さざるを得ない場合が出てきますので、基本的には、こういう方については、数はそんなに多くないので、ほぼ毎月、住民票を公用請求いたしまして、住所の把握、それ以外には、関係者の方にも問い合わせをするなどして状況の把握には努めております。猶予をしなければならない事態になったということは、最近ではございません。

#### ○宮川委員長

ありがとうございました。

それでは、ほかになれば、この報告事項については以上にさせていただきたく思います。

引き続き、意見聴取の案件に移らせていただきます。

まず、その一つ目になります、民法改正に伴う奨学金等返還金に係る延滞利子の利率の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局（伊藤課長）

それでは、引き続きよろしく願いいたします。

「民法改正に伴う奨学金等返還金に係る延滞利子の利率の見直しについて（案）」と題する資料2、資料の9ページを御覧ください。

まず説明に先立ちまして、この監理委員会の審議事項について、若干の御説明を申し上げたく存じます。

この奨学金等返還事務監理委員会におきましては、委員会の設置を定める条例の規定によりまして、毎回の委員会で債務の取扱いに関する報告をさせていただき、御意見を頂戴することのほか、債務の取扱いに関する事項、例えば制度設計や個別の債務の取扱いに関する事項につきまして、市長の諮問に応じて調査・審議を行うということがございます。

今回、規則において定めております奨学金等返還金の延滞利子につきまして、改正を要すると考えられる内容が生じたことから、この規則改正に先立ちまして、改正の方向性について、委員会の御意見を伺うとすものがございます。

それでは、資料内容の説明に移らせていただきます。

まず「1 趣旨」でございます。

奨学金等の借受者の方は、正当な理由なく返還すべき日までに奨学金等を返還しなかったときは、延滞利子を支払わなければならないということが、「京都市地域改善対策奨学金貸与規則」及び市独自の就学奨励金については「京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱」において定められ

てございます。

下の注にも記載してございますが、これらの規則や要綱は、奨学金の新規の貸与を廃止すると同時に、規定を廃止してございますが、その際の経過措置として、廃止前に貸与された奨学金についてはなお効力を有することとされているものでございます。

延滞利子の規定につきましては、規則、要綱とも同様でございますので、ここでは奨学金貸与規則を使って説明を申し上げたく存じます。

第13条を御覧いただければと存じます。延滞利子という見出しのついた規定でございます。

先ほど申し上げましたように、「正当な理由がなくて、貸与を受けた奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年5パーセント、当該返還すべき日の翌日から6月を経過する日までの期間にあっては、年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞利子を支払わなければならない」という規定でございます。

また、2項以下につきましては、細かいルールでございますが、第2項は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりで計算をするということ、第3項は端数処理の規定でございますが、計算の基礎となる返還すべき奨学金の額の1,000円未満の端数は切り捨てるとということ、第4項は、督促を行った場合に、督促状の指定期限までに完納したときは、延滞利子を徴収しないという不徴収の規定、また第5項は、延滞利子の確定金額が1,000円未満である場合、延滞利子は徴収しないという規定、第6項が、延滞利子の確定金額の端数処理の規定でございますが、こちらが100円未満の端数は切り捨てるというものでございます。

それでは、資料にお戻りいただきまして、本文の第二段落を御覧いただけますでしょうか。

この延滞利子の利率でございますが、記載がございましたように、当初は14.5パーセントという設定でございましたが、これが高すぎるということで、平成22年2月に開催しました第2回の当監理委員会において見直すようにという御意見を頂きまして、その後、同年7月の第3回監理委員会での審議を経まして、現行民法上の法定利率に合わせるように5パーセントに引き下げた経過がございます。

既に御案内のとおり、平成29年6月に民法の一部を改正する法律が公布をされまして、社会・経済の変化への対応を図るため、法定利率について、年5パーセントから3パーセントに引き下げられたうえ、将来的に市中の金利動向に合わせて変動するという仕組みが導入されたところでございます。このため、この改正民法が来年4月1日から施行されることに合わせまして、奨学金等返還金に係る延滞利子の利率の改正を行おうとするものでございます。改正民法につきましては、資料の3ページ目に関係法令という形で関係条文をまとめてございますので、御参照いただければと存じます。

それでは、「**2 見直しの内容**」に移らせていただきます。

延滞利子の利率につきましては、その延滞利子が生じた最初の時点における法定利率によることとしたいと考えております。延滞利子については、前回の見直しの際、原則として一般の債権債務の場合と同様に扱うと整理をしたところでございますので、民法の改正に合わせて引下げを行おうとするものでございます。

この資料では、「最初の時点」というような改正民法の規定に倣った書き方をしてございますけ

れども、この最初の時点と申しますのは、奨学金の制度におきましては、先ほど御覧いただきました規則第13条の第1項の2行目にある「返還すべき日の翌日」が基準となるものでございます。ですので、実際の規則改正の際には、そういったことがはっきりするように、私どもの法制担当と協議をして、具体的な書きぶりについては定めてまいりたいと考えてございます。

また規定の中で、括弧書き、返還すべき日の翌日から6箇月を経過する日までの期間にあつては、その2分の1の率ということでございますけれども、これについては平成22年に行いました前回の見直しの際に、この奨学金返還事務の性格からして、早期の滞納解消の際には、延滞利子のペナルティーを課す必要性が高くないという観点から、社会保険料等の制度も参考にいたしまして、この制度が導入されたものでございます。

なお、改正民法では、法定利率が市中の金利動向に合わせて変動するということとなりますことから、今後の延滞利子につきましても、法定利率に連動して利率を変動させるという扱いとしたいと考えております。

これにつきましても、実際の規定ぶりについては、現行の5パーセントを当年4月1日に予定される3パーセントに改めて、変動の都度、改正する手法を取るのか、法定利率に合わせる旨を規定して、その都度の改正は行わないこととするのか、法制担当と協議して定めてまいりたいと考えております。

最後に、「**3 実施時期**」につきましても、来年4月1日からの施行としまして、新旧利率の適用の区分等に関して必要な経過措置を設けることとしたいと考えております。

こちらにつきましても、本市の他の規則の経過措置なども参考に法制担当と協議して定めてまいりたいと考えております。

裏面でございますが、御審議いただきます参考といたしまして、延滞利子についてシミュレーションした資料を10ページにまとめてございます。

上の表が現行の年率5パーセントの場合の延滞利子の発生パターン、中の表が見直し後のものとなっております。

利率が5パーセントから3パーセントになることによる影響としまして、滞納した期間が同じである場合の利子額が減る一方で、一番右の欄でございますが、利子の額が実際に徴収対象となる1,000円に到達するまでの期間、これが延びるという効果が生じてまいります。

例えば、返還すべき金額が年額10万円の方の場合で比較してまいりますと、上の表の10万円の項の一番右の欄、延滞利子を実際に徴収する1,000円を超えるのに要する日数が146日であり、その左に365日滞納した場合の利子額は、端数処理後で3,700円となりますのに対し、改正後の中の表を御覧いただきますと、年額10万円の延滞利子が1,000円を超えるのに要する日数は214日、68日延びるということになり、365日延滞した場合の利子額は端数処理後で2,200円となっております。

先に御報告いたしましたとおり、最近の納付状況を見てまいりますと、複数の年度にわたるような継続滞納の方は既に解消しておりまして、新たに滞納となる方も、半年程度でほぼ解消するというのが現状でございます。ですので、現在のところ納付状況につきましては、概ね問題なく推移してきているものと考えてございますけれども、今回の制度改正の影響がこういった形で現れるのか、今後の納付状況を注視してまいりまして、引き続き、非免除、返還金を納付いただく

方に対しましては返還に御理解をいただいて納入いただくという本来の趣旨が実現できるように、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

本日御審議を頂きまして、こういった改正の方向性について御承認を頂けましたら、今後、法制担当と具体的な規則改正の案を調整いたしまして、3月に改正規則の公布、4月に施行するというので準備を進めてまいりたいと考えてございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

#### ○宮川委員長

ありがとうございました。

それではただいまの御説明について御意見や御質問がございましたら、お願いいたします。

#### ○松尾委員

「2 見直しの内容」の1行目で、その延滞利子が生じた最初の時点における法定利率によることとするというお話がありました。結局、実際の適用というのは、令和2年10月1日から発生する延滞料金についての適用ということをお考えになっているという理解でよろしいでしょうか。

#### ○事務局（伊藤課長）

新しい率が適用されるという意味におきましては、ほとんどの方については、返還期限は9月30日でございますので、一般的な例で申し上げれば、返還を要する日の翌日というのは10月1日になります。

そこから滞納になる方が、この新しい利率の適用対象となってまいりますので、先生が御指摘のような形で発生するということになってまいります。

#### ○松尾委員

ありがとうございます。

#### ○宮川委員長

そのほかございますか。玉置委員。

#### ○玉置委員

この奨学金の利率の見直しについて、今後ともずっと民法を基準に置いていくということについては、これは一定、理解できますので、この方向で私は賛同したいなと思っています。

特に、この中でも、2分の1の率というところについても、この奨学金の制度というのは、実施主体によって様々な設計がなされていると思うんですけれども、この奨学金、ここで今、議論している奨学金については、それなりに配慮をされた設計というのが当初からなされてきていると思いますので、5パーセントから3パーセントということで、かなり低利率ではないかと思えますけれども、この2分の1の率というのは配慮していただきたいなとは思っています。

特に、この奨学金を巡っては、今の若い世代、非常に働くことが難しかったり、奨学金の返済を巡って様々な苦勞もごさいます中で、この点については、もし可能であるならば、当面様子を見ていただき、その中で本当にこの延滞利子、これがあまりにも高額になって大変ということになれば、またそのときに見直す必要があるかもしれませんが、今しばらくこの状況で継続していただければなと思っております。ここの内容のあり方についての京都市のお考え、もう一回聞かせていただけたらと思います。

### ○事務局（伊藤課長）

はい。ありがとうございます。ただいま御指摘のごさいました括弧書きの部分、返還すべき日の翌日から6箇月を経過するまでの期間にあっては、その2分の1の率という規定についてでございます。この規定、14.5パーセントのときにはこの規定はございませんで、5パーセントに下げたときに併せて導入された部分でございます。

委員の御指摘のように、返還について、この奨学金の性格から配慮をするというところで導入したものでございませけれども、ただ今回、現実の引下げに伴いまして、先ほど御説明申し上げました1,000円に到達するまでの期間がかなり伸びるというような効果も生じてまいります。

そういったことから、この6箇月を半分にするということで、この1,000円に到達するまでの期間が、最大で3箇月程度、90日程度延びるという効果ができてくるわけですが、やはり裏面のシミュレーションの表を御覧いただきましても、返還すべき年額が多くない、残金の金額が多くない場合に、現在でも相当の日数の滞納があっても、1,000円を超えるような延滞利子の金額が生じることがないという制度でございませますが、これがさらに延びるということでございまして、この延滞利子の規定といたしますが、その借受者の方の間での公平性を担保するというような機能もございませ。

延滞利子につきましては、返還金について納入をいただけない場合に、きちんと期限内に納入いただける方との公平を保つということも狙いとしてございませ。また一方で、奨学金の制度変更といったことから配慮をして導入したという、そのバランスの上にこの制度が成り立っているものと考えてございませるので、やはり、借受者の方の公平を保つという制度趣旨から見て、市民の方に御理解いただけないぐらいの状況であるという事態が生じたときには、こういった部分の規定も改正を考えていく必要があるのではないかとと思ひませ。

その点については、現在の納付状況を踏まえますと、そういった事態というのは、今のところはまだ現実化していないところもございませるので、先ほども御説明申し上げましたように、今後の納付状況を、まずは丁寧な説明をして御理解をいただけることを第一にいたしまして、その上で、この制度の下では、滞納が長期に及んでしまう傾向が出てきたというような事態が出れば、また委員会の御意見を賜りながら検討していくということで、将来については否定しがたいところはございませけれども、そういったバランスの上で検討していくことを考えております。以上でございませ。

### ○宮川委員長

よろしいですか。

**○玉置委員**

はい。

**○宮川委員長**

はい。ほかにございますか。それでは木田委員。

**○木田委員**

御説明ありがとうございます。平成 22 年のときの委員会の趣旨に従って御変更されるということで、私も、一般算定の 3 パーセント引き下げるところ、あるいは、今後も法定利率に変更あった場合には、それに連動して変動させるという点について賛同させていただきます。

参考までに、現在、利息を支払わないといけない方というのはいらっしゃるんですか。いらっしゃる場合は、どういう金額になっているのかを教えてくださいのですね。

**○事務局(森課長)**

現時点で延滞利子を徴収している方はいらっしゃいません。過去には裁判の経過を見守りたいということで、支払を保留されてまして、あるいは裁判になった方は、決着後に延滞利子を含めて御請求させていただいたという事例がございます。先ほども説明がありましたように、こちらとしても滞納を発生させない取組をやっておりまして、なるべく口座振替を利用していただくということと、それから過去の奨学金の経過上、どうしても京都市に口座情報を教えるのは嫌だとおっしゃる方もいらっしゃいまして、そういう方で、年賦で返還される方については、納期限まで納入されないと、いきなり滞納ということになりますから、こちらとしては、9 月末が支払期限で、納付書でお支払いいただく方については、8 月ぐらいからそれぞれ皆さんに会うなり、電話をするなりということで連絡させていただき、一つは免除の可能性があるのかないのか、あるのであれば、免除の申請をしていただかなければいけませんし、ないのであれば、9 月末が納付の期限になるので、それまでに納付をお願いしますという聞取りをさせていただいて、できれば口座振替もお願いできませんかという、この 3 点を併せて実施しております。現在、延滞利子が発生してる方、しそうな方というのはいらっしゃいません。

**○木田委員**

分かりました。ありがとうございます。

**○宮川委員長**

ありがとうございます。ほか、ございますか。それでは私も同じような観点、重複にならない範囲で確認と意見を少し申し上げたいと思います。

先ほど玉置委員が言われた観点は、非常に大切だと思っておるんですが、その関係できちんと共有しておきたいと思うことがございます。

この延滞利子の規則の条項である 13 条で、そもそも延滞金を付すというのは、通常金銭債務

の遅れる時と大いに異なって、「正当な理由がなくて」ということが最初から配慮がされて、規定されております。

ですので、まず「正当な理由がなくて」というのが、いったいどのように規範で定められているのかということが、まず玉置委員がおっしゃった観点を最初に考えなければいけない点だと思っておりますので、これをちょっと改めて確認させていただきたいというのが一つです。

そのうえで、かつ、この13条4項では、督促・不払いになって遅延になっても、督促をまさに12月に行い、それで支払があった場合は徴収しないというような規定も重ねてあるわけですので、そういった正当な理由に加えて、こういったこともあり、そのうえでの延滞という事態であってみれば、ある程度、債権管理の面の制度ということも踏まえますと、将来的に、半年間は2分の1ということで延滞利率を課すことで空文化するというか、その機能を喪失するようなことであれば、先ほど事務局に丁寧に説明いただいたように、公平性の観点も少し疑問が生じますし、本来の機能を失うと、13条は何のためにあるんですかということになりかねないと思います。今のところ、そういったことは想定されないということで安心してますけども、やはり将来何があるか分かりませんので。

そういったことを考えますと、将来的には、さらにもし法定利率が3パーセントどころか、次、本則が1.5パーセントになってしまったら、半分の0.75パーセントにして、延滞金が徴収されるまでいったいどれだけ伸びるんですかというようなことも想定できなくはないと思います。

そうなった時に、債権管理の法制と人権への配慮に最適なバランスを保つよう、常に留意していただきたいということを、意見として申し上げておきます。

### ○事務局（伊藤課長）

御指摘ありがとうございます。まず1点目、規則第13条にあります「正当な理由がなくて」というところでございますが、これにつきましては、地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱の第15条を御覧ください。

借受者が、次の各号のいずれかに該当するときは、地域改善対策奨学金貸与規則13条1項、又は地域改善対策就学奨励金貸与要綱13条1項の規定により、正当な理由があると認め、延滞利子は徴収しないということで、この規則の正当理由の、ここで具体化、類型化を図っているものでございます。

まず第1号では、地域改善対策奨学金を返還することが著しく困難であると認められる場合、これは括弧にございますように、条例の規定により債務の免除を受けた場合であって、免除を受けた債務の最初の履行期限が到来していないときですが、この場合で履行期限が経過した債務を一括返還し、又は市長が承認する条件の納入誓約書を提出したときというのが、まず一つ、正当理由として構成いたしております。

冒頭の報告でも触れました現在免除中の方で、分納誓約納入中という方がいらっしゃるかと思いますが、免除に該当し、かつ分納誓約をして、その分納を破棄するには至っていない方がきちんと納めていただいている分には、この正当な理由があるとして不徴収にするというのがこの第1号でございます。

第1号にはただし書きがついておりまして、納入誓約のとおり返還を行われないときには、

納入誓約書の提出はなかったものとして、遡って延滞利子を徴収するとございますので、これは分納誓約破棄と申し上げておりますけれども、こういった事態に至れば、当初に遡って延滞利子を納めていただくという形になっております。

また第2号、所在不明等のため、債務の履行の請求が到達せず、債務の履行期限が経過したとき、あるいは3号で、その他、借受者の責めに帰することができない事由により延滞利子が生じ、延滞利子を請求することが相当でない認められるといった、いわゆるその他条項に当たるものですけれども、こういった形で正当理由が成立しまして、これもやはり委員長御指摘のように、借受者に配慮した制度設計として、このような設計をしておるものがございます。

そして委員長御指摘の2点目でございます、こういった形で、まず延滞利子の発生に対して、正当理由という、まず第1の配慮をしておるということ。そして、さらにその督促期限までに納入いただいたときには不徴収とするということで、第2の配慮をしておるということ。そしてまた、利率におきましても、半年間は半分で留めるといったような形で、実際に徴収の対象となる1,000円に到達する期間も、通常よりも長くなるように設定をしておるということ。こういった形で、やはり奨学金の性格を踏まえてではありますけれども、借受者に対しては色々な形で配慮をするような制度設計をしておる。平たく言えば、手厚い制度設計をしておるところでございます。

一方で、委員長御指摘のように、これについては借受者間の公平性や、市民の皆様からの御理解というのは非常に重要でございますので、実際にこの延滞利子の規定に意味があるのかという疑問を生じさせてしまうような制度設計というのは、かえって市民の方の信頼を損ねるということにもなりかねませんが、前回導入した経過というのもございますので、当面はこの制度を維持してまいりたいと考えております。今後の金利動向、あるいは状況といったものに十分注意して、市民の皆様にご理解いただけるような制度設計をまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

#### ○宮川委員長

ありがとうございました。関連で、質問等ございますか。

#### ○玉置委員

いえ、よく分かりました。ありがとうございました。

#### ○宮川委員長

ありがとうございました。とても詳細に御説明いただいてよく分かりました。

その他ございますか、ありませんか。

それでは本件に関して、今頂いたような意見があったというようなことは十分に踏まえたうえでということにはなりますが、委員会として承認をするという方向の議論だと思っておりますので、それで御異存ないという形でよろしいですか。

(異議なし)

## ○宮川委員長

はい。それでは委員会として承認するということといたします。

それでは次に移ります。

特別な事情による猶予に関する個別審査についてということで、意見聴取案件となります。これは個別事案の審議ということで、該当の借受者に対するプライバシーの保護が必要と認められますので、非公開として進行したいと思います。特に御異存ございませんか。

(異議なし)

## ○宮川委員長

事務局のほうから御説明をお願いします。

(資料配布)

## ○事務局（伊藤課長）

それでは、ただいまお配りした、特別な事情による猶予に関する個別審査の資料に基づきまして、説明を申し上げたく存じます。

なお、資料の上部に記載がございますとおり、こちらの資料は、本日の審議後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず資料の1枚目、審査対象案件の一覧表でございますが、今回は御覧のとおり1件のみでございます。審査番号が19となっておりますが、今回、審査いただきますもので、個別審査は19件目となっております。個別審査でございますが、前は平成26年12月の第12回の委員会で審査をいただいて以来、5年ぶりとなるものでございます。

なお、こういった個別審査を行うもののほかに、既に審査いただいた案件と同じような事例で、結果の報告のみを行っているものが、過去に47件ございます。それについては、今回のものとはまた別の番号を取っておりますので、これは参考程度にお受け止めいただければと存じます。

また、特別猶予に関しては、平成27年の第14回の委員会において見直しについて御審議いただきましたが、今回が見直し後、最初の御審査いただく案件となっております。

それでは、まず資料3枚目を御覧いただけますでしょうか。

2枚目に個票を付けておりますが、この個票の説明に入る前に、特別な事情の返還猶予の制度について、御説明を申し上げたいと思います。

資料の3枚目、関連条文を抜粋してございますので、こちらを御覧ください。

本件では、奨学金には二つ制度があると申し上げておりますが、国の制度と市の制度、2種類ある奨学金のうち、国庫補助を受けない市の奨学金である就学奨励金の案件でございますので、返還猶予の根拠は京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱でございます。この第12条を抜粋しておりますが、この規定の第1項で猶予の要件を規定してございまして、第1号と第2号がいわゆる在学猶予でございます。そして第3号が、災害、疾病その他やむを得ない理由により貸与を受

けた就学奨励金を返還することが著しく困難であると認められる場合に、その理由が継続する期間だけ、就学奨励金の返還を猶予する旨を定めているものでございます。その下の第2項及び第3項は、手続に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

次にその下、この貸与要綱を廃止する要綱の抜粋を記載してございますが、これはこの要綱を新規貸与の廃止と同時に廃止しておりますが、経過措置として、廃止前に貸与した就学奨励金等については、なお効力を有するということが規定されているものでございます。

次に、京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱の第14条でございますが、先ほどの要綱12条のその他やむを得ない理由を具体化するものでございます。

第1号は、所在不明、長期間不在による猶予の場合でございますが、次のページの第2号を御覧いただきますと、条例等の規定による債務の免除又は猶予等の手続を定められた期限までに行うことができなかつたことについて、やむを得ない理由があると認められるときと規定がございます。この第2号が、いわゆる特別猶予と呼んでいるものでございます。

この下の第2項でございますが、この規定による猶予をしようとするときは、あらかじめ監理委員会の意見を聞かなければならないと定めておりますことから、今回、審査をお願いするものでございます。

次に、その下でございますが、第14回監理委員会了解事項と記載がございます。

上にあります、定められた期限までに行うことができなかつたやむを得ない理由についても、過去の監理委員会で類型化を図っているところでございます。

返還事務の開始当初は、急な制度変更に御納得をいただけないといった理由から、時間が経過するような事例が多くございまして、類型A、Bなどという形で整理しておりましたところですが、返還事務が進む中で、そのような事例が減りまして、代わって、借受者の家族関係の変化といったような事後的な事情の変化によって、やむを得ず時間が経過してしまう事例が生じてまいりましたことから、平成27年12月の第14回監理委員会におきまして取扱いの見直しを御審議いただきまして、既存の類型を見直した修正Cと、新たに加えたDの類型に整理し直したところでございます。

資料には前段に背景として小文字のcとd、後段に類型として大文字のCとDという形で記載してございますが、これは背景にあるような事例を想定いたしまして類型にあるように適用条件を整理したという関係にございます。

見直し後の新たな類型について簡単に御説明申し上げますと、修正Cは背景に記載がございませうように、借受者と連絡対象者を取り巻く家族関係などの環境の変化、例えば借受者本人の御結婚でありますとか、独立といったような事情でございます。こういったことで、連絡対象者は親御さんであることが多いですけれども、この方が事情を知らない借受者に手続を依頼しにくくなってしまふという、そういった事例が生じます。そこで時間が経過してしまうといった場合に、その下の類型にございませうように、連絡対象者の方が御本人と連絡を取りまして、それから先、御本人に手続を履行していただくということを条件に、御本人が知らなかつた間の期間の手続を猶予しようというものが修正Cでございます。

また、新たに加えましたDですが、背景にありますように、連絡対象者である親世代の方の高齢化等によりまして、連絡対象者の死亡、あるいは障害といったことに伴って、やむを得ず本人

に連絡を取るようになったものの、人権上の配慮から慎重に接触を図っている間に時間が経過してしまう場合、御本人に手続に応じていただけた段階で、経過した期間の手続を猶予しようと、こういった類型でございます。

今回は、手続を従来の連絡対象者の方から御本人に変更するに伴いまして、その間の家庭の事情等から時間が経過したというケースについて、修正Cを適用し、返還を猶予すべきではないかと考えられる案件が生じたことから、この間の事情や特別猶予に係る要件の適用の可否を検討して、2枚目の資料、個票にまとめまして、監理委員会の審査に付し、猶予の可否について御意見を頂戴しようというものでございます。

前置きが長くなりましたが、具体の案件、個票に移ってまいりたく存じます。

資料2枚目の特別な事情による返還猶予の審査対象者の個票を御覧ください。

猶予しようとする奨学金の対象年度は、平成24年度から25年度の返還分、高校分と大学分でございます。その下、特別な事情として括弧の中に実線が引いてございます。そして、右側は考慮すべき背景として括弧の中に破線が引いてございますが、それぞれ、事情と背景に関しまして、着目すべき点について、先ほど申し上げました背景に該当するものに破線を引いておりまして、またこの類型として見るべきところに実線を引いているところでございます。

それでは、経過について読み上げをさせていただきます。

(1)、まずこれは当初、接触した段階の対応でございますが、平成21年12月に初めて連絡対象者である保証人と面談をいたしました。

本市から、制度変更についてのお詫びと説明を行いましたところ、保証人からは、現時点で返還や拒否の対応を明確にはできないが、できることは対応するとの申出がございまして、借受者御本人の在学を理由とする平成21年度返還分の返還猶予の申請を受理し、猶予を決定するに至りました。この際の面談には、御本人が同席をされてましたが、本市は、主に保証人の方に対して説明を行っており、また、返還猶予の御申請をいただいたという段階にとどまっておりますので、返還制度の詳細な説明はできなかったところでございます。

そして、(2)でございますが、ここは保証人の方との連絡がなかなか進まずに、時間が経過したところでございます。平成23年1月、保証人と面談を行いました、平成22年返還分の手続をお勧めいたしました、保証人からは、本人が奨学金の経過や制度を知らないために、本人に説明し、よく相談してから手続をしたいので、時間がほしいと要望されました。

その後も、同年5月、7月、11月の3回にわたって、保証人と面談をし、手続をお願いいたしました、保証人からは、本人への説明ができていないということで、改めて時間がほしいと要望されたところでございます。その後、保証人からの連絡が途絶えまして、本市からも訪問、電話、郵送といった方法によって連絡を試みましたが、面談できない状況が27年6月まで継続したところでございます。

そして(3)は、保証人に手続に応じていただけた際の経過でございます。平成27年6月に保証人と面談を行いました、本市から改めて、奨学金制度について詳細に説明を行いましたところ、この段階で、保証人は初めて正確に制度を御理解いただいたところでございます。そして、保証人に対しまして、この間の事情を確認したところ、保証人はこの数年前に、配偶者を亡くされ、お一人で家事や子育てをしなければならなくなっていたという事情がございました。また、御自

身の病気の治療やリハビリも重なって多忙であったということでございまして、御本人とは既に別居をしていることなどもあって、連絡を取りづらいついた様子がうかがえました。

保証人の方からは、返還手続きに応じるという意向が示されまして、その後、申請期間でありました平成 26 年度分から 5 年間、平成 30 年度分までの返還免除の申請をしていただいて、これの免除の決定をするに至りました。

また、その次に保証人と面談を行いまして、この段階で、既に返還手続きの期限を経過し、滞納状態になっていた平成 22 年度から 25 年度間での返還分について、本市から、この間の事情を考慮しまして、特別猶予の申請を検討してはどうかという御提案を申し上げましたが、保証人からは、特別猶予の適用を受けるためには、本人に対して、奨学金制度の経緯や意義、本人の奨学金の詳細、保証人が返還手続きに対応してきた経過を説明する必要があるが、その前提として、自らの出自、同和地区出身であるということを伝えるのにまだ葛藤があり、説明ができていないとして、特別猶予の申請を拒否されました。

保証人からは、滞納分は分割で返納するという意向が示されまして、平成 27 年 9 月から平成 31 年 9 月、つまり令和元年 9 月まで、49 回で分納するという趣旨の分納誓約書を平成 27 年 8 月に提出され、これを受理したところでございます。

次に、(4) は、保証人が滞納に至る経過でございます。

保証人からは、当初、分納誓約に基づき、順調に返還金が納付されておりましたが、保証人の子弟の婚姻や進学等に多額の費用を要したことや、保証人自身に記憶障害の症状、これは先ほどの病気の後遺症と聞いておりますが、こういった症状があり、返還状況の把握に混乱が生じたことなどにより、平成 29 年 8 月以降、次第に納付が滞りはじめ、平成 30 年 10 月に納付された 26 回目の支払を最後に未納となり、平成 24 年度返還分の一部と平成 25 年度返還分が滞納として残ることになりました。

本年 2 月に、保証人と面談を行いまして、令和元年度から 5 年間の返還分について、返還免除の申請に向けた事前申請を行うとともに、分納誓約分については、この 9 月末が期限ということでございましたので、この納付をお願いいたしましたが、状況は変わりませんでした。

次に (5) は、今回、御本人に説明をし、状況が動いたというところでございますが、本年 7 月、保証人から本人さんに、自らの出自のほか、奨学金の返還の一部が滞っていることなどを説明し、本人の理解を得たので、本人同席の上で、制度やこの間の経過等を説明してほしいという連絡が本市にございました。これを受けまして、同じ 7 月に保証人、本人との面談を行いまして、本市から本人に対しまして、奨学金制度及び令和元年度から 5 年間の返還分の返還免除の手続のほか、平成 22 年度から平成 25 年度までの返還分につきまして、平成 27 年当時に、特別猶予の申請は行わず、保証人が返還しようとしてきたこと、その後、保証人からの返還の一部の納入が滞り、現在に至っているという経過について御説明申し上げました。

御本人からは、この間、保証人からは、返還手続きについて聞かされておらず、制度や手続について初めて理解をしたと、平成 22 年度から 25 年度までの返還分についても、保証人が免除判定の手続に応じていなかったこと、27 年に特別猶予の申請を断っていたこと、その後納入が滞っていたことを含め、自分は知らなかったと、今後は、責任を持って自分が対応していくので、この間の事情にも配慮を願いたいという申出がございました。そして、本年 8 月、本人から、令和元

年度から5年分の返還免除申請を受理し、こちらについては既に免除の決定は済んでいるものでございます。

以上が、本件の経過でございまして、これを特別な事情による返還猶予の適用の要件に当てはめてまいります。

申し上げましたとおり、保証人は平成24年度と25年度の返還分につきまして、いずれも申請期間内に返還免除を申請せず、平成27年に手続に応じた際に、本市が提案した特別猶予を拒否されたうえで、その末に支払も滞って滞納するに至ったというものでございます。御本人は、(5)に記載のとおり、令和元年7月に、保証人からこういった経過を知らされるまで、これらの事実を知らなかったということを述べられまして、今回、本人から、今後の手続を本人が行う旨の意向が示され、本人による返還免除の手続が行われたところでございます。

こういった経過をたどった背景には、(3)に記載がありますとおり、保証人が家庭環境や健康状態に困難を抱えていらっしゃったことに加えまして、自らの出自を本人に伝えることに葛藤し、別居していた本人に連絡を取りづらいつながりがあったということが認められるところでございまして、御本人も、この間の奨学金返還手続に関与していった、自らが進める機会を得ることができないまま、時間が経過したという事情があることが認められます。

従いまして、京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱14条1項に定めるやむを得ない事由があるものと認められるのではないかと、事務局としては考えているところでございます。

なお、この枠外にありますとおり、詳しい面談の日時でありますとか、保証人や借受者本人との続柄、あるいは御病気の症状、病名等、個人的な事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮して記載を省略しておりますことを御理解賜りたく存じます。

それでは、よろしく御審議をお願いいたします。

説明は以上でございます。

## ○宮川委員長

どうもありがとうございました。それでは、この案件について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。木田委員、お願いします。

## ○木田委員

形式的なところの御質問をまず1点させていただきたいんですけど、修正Cのところ、この要件、今回は該当するというお話いただいておりますけども、これは、いわゆる連絡対象者が返還手続に応じていなかった事実を知らなかった場合においてということが条件であって、本件だと、債務があるということ自体は、以前から同席されて知ってらっしゃると書いてあって、知らなかったことは、連絡対象者の方が、債務の返納手続をしてなかったということであるので、修正Cの要件は、債務があることは知っているけれども、返還していないことを知らなかったという、こういう理解でよろしいのでしょうか。債務自体があるということは、当初に同席してお話したとなってますので、そこを確認させていただきたいと思います。

## ○事務局（伊藤課長）

御指摘のとおりでございます。この修正Cには、例えば最初は手続に応じたけれども、後から応じられなくなったとか、そういったものも想定しております。債務の存在そのものが不知であったということは要件としておりません。

本件でも、当初に御本人が同席していらっしゃいますが、この要件適用時には、そういった事情ではなくて、その後、連絡対象者の方と本市との間の連絡が断絶したり、あるいは27年度の手続の際に、御本人に、そこにコミットをしていただくことなく、連絡対象者の御判断で、その後、手続を進め、御本人の参加がないまま時間が経過したといった事情に着目するものでございます。

#### ○木田委員

ありがとうございます。

#### ○宮川委員長

それでは、ほかにございますか。玉置委員。

#### ○玉置委員

この内容、適用については、私個人の意見としては配慮をして差し支えないと思っております。ただ、1点確認したいのは、この方は分納誓約で、一時的に返還をしていらっしゃった、それまでの一時期は、免除申請とか、免除の手続をされなかったけれども、後日、分納誓約をされた、そして、それを滞ったということで、本来であるならば、滞納となった時点で、先ほどの話ではないですが、そこから延滞金がかかる可能性もあったりしたと思うんですけど、そういうことも全て含めて、この5番のアンダーラインのところで、今後は自分が責任を持って対応するので配慮を願いたいという中身に、そこが全部入ってくると理解してよろしいんですね。

ということは、分納の分をもう一回、そこだけは遡るということではなくて、今後の免除申請などの手続はこれから自分がするから配慮を願いたいというだけじゃなくて、ここの4番のところも含めて、この全てを免除してほしいという内容として理解していいんですかね。

#### ○事務局（伊藤課長）

この猶予の効果、猶予することでどういったことになるかということで、御説明申し上げます。

御指摘ありましたとおり、今回、少し特殊といいますか、分かりにくい経過をたどっておりますのは、一度は連絡対象者の方が、平成27年6月段階で、特別猶予を拒否されて、分納するということで意思を示され、一度は支払を始めたものの、その履行が滞った。分納誓約をするということで、手続に応じていますので、まずこの修正Cの冒頭の連絡対象者に手続に応じていただけない場合との兼合いが生じてまいりますが、私どもの理解といたしましては、この分納誓約が履行されれば、手続に応じていただけたと言えるかと思っておりますけれども、履行が滞ってしまっておりまして、24年、25年分については、返還免除の申請も、また実際に返還もされないまま空白状態で置いてあると理解をしております。そういう意味で、連絡対象者の方には、この部分に関して、手続に応じていただけていないという状況にあると考えております。そのうえで、分納誓約の対象でございますので、この分納期間が、この9月末で切れるということで履行がなければ、

先ほどもありました分納破棄ということで遡って延滞利子が発生するということになりましてけれども、ここで、この猶予をすることによりまして、御本人さんが、この間の事情を知らずに引き継いだ段階で、既に滞納があり、延滞利子も発生していることに対して、全てをお支払いくださいということではなく、当時、保証人の方からも、連絡対象者の方からも、収入判定といったようなことが一切されずに今回至っており、御本人さんは当時、免除の申請をして免除判定を行うチャンスが得られなかったという事情があったことから、それについてやむを得ない事情があるということで、御本人さんに、その機会を再度保障するというのが、この猶予の趣旨でございます。

ですので、猶予を仮に承認するということになりましたら、この24年分、25年分については、既に令和元年から5年分の免除をしておりますので、イメージとしたら最後に回るような、最後、そういう時期が来たときに、御本人から、免除申請いただいて、条件に合致すれば免除の決定を受けていただけるチャンスが来るということでございます。

それについては、免除の要件に当てはまらなければ返還ということになりますけれども、一度は猶予をすることで、これまで御本人さんが得ることができなかった免除判定の機会を保障するというのが、この猶予の趣旨でございます。

#### ○玉置委員

大変よく分かりました。

やはりこの件につきまして、今おっしゃったように、自分自身が免除の申請をするチャンスが得られなかったということについてはよく分かりましたけれども、その御本人も含め、今後は、自分が責任を持って対応するところを、この保証人から、自分にきちんと切り替えて、これから生活していかれるということについては、どちらさんにとっても勇気ある行動を取られたと思いますので、その部分については、この方々の生活を尊重して、猶予という判断ができれば望ましいと思います。以上です。

#### ○宮川委員長

ありがとうございます。ほかにもございますか。

それでは、松尾委員。

#### ○松尾委員

私も、他の委員の方々と同じように、家族の中でなかなかその事実が話せないという葛藤の中で、何度か市から働き掛けをなされて、それで今回、このようにその手続を進めるというチャンスが生まれてきたということを見ると、やはり返還猶予の取扱いのこの修正Cのケースに当たるということで、認めて差し支えない事案かなと思います。

ただ、将来的な話として、この修正Cの新類型の内容なんですけれども、「借受者本人が従前の連絡対象者の意思とは異なり」という部分というのが、ここはなくてもよかったんじゃないかなというのが私の個人的見解で、ちょっと将来的に検討していただきたいなと思っているところです。というのは、その修正C・Dというのを比較したんですけれども、Cのほうは、その従前の

連絡対象者が、猶予や分納等の手続をしておられなかったというケースで、借受人本人が返還手続に応じていない事実を知らなかったというケースのうえで、今般において返還手続をしようということになったというケースだと考えております。

Dの場合は、従前は連絡対象者が手続を行っていた、ここが違うところだと思うんですけども、その後、死亡・障害・所在不明等により手続ができなくなって、連絡対象者を借受者本人に変更した後、本人さんが返還手続に応じたというケースなので、ここを対比すると、わざわざ「従前の連絡対象者の意思とは異なり」という、この意思を確認するのは必要ないんじゃないかと、借受者本人自身が、返還手続は自分で進めますとおっしゃっておられるんだったら、スムーズに、連絡対象者の意思を法的な要件とせずに手続を進められるように、この辺は削除されてもいいかなと思います。といいますのも、借受人本人ではなく、従前の連絡対象者が、仮に高齢が進み、認知症等、御自身の意思が二転三転される場合もございますので、そういった場合に、市で、一つ一つ連絡対象者の意思を確認するのは大変なケースもあるかと思っておりますので、借受者本人さんが、自分が連絡の対象者になるとおっしゃっておられるケースにおいては、削除してもいいかなと思いました。今後の検討課題として、お考えいただければありがたく存じます。

#### ○宮川委員長

ありがとうございます。

事務局から、今のお話について何か言えることがあれば、お願いします。

#### ○事務局（伊藤課長）

御指摘ありがとうございます。

この修正Cについては、連絡対象者の方が手続に応じていただけない状況があつて、借受者本人が、これを引き継いで自ら手続に応じるという、この構図が肝になる部分でございまして、先生御指摘のように、その連絡対象者の意思がまずあつて、それがあつてを前提に、本人が手続をする、では意思がない場合、意思能力がない場合どうなんだというようなことを、こういった記載をすることで、その適用の幅を狭めてしまう可能性があるんじゃないかという御指摘かと存じます。この修正Cの成立ちを考えますと、従前の連絡対象者の意思というのが、そこまで確認をしないと運用できないかというところ、そうではないように思われますので、一度この要件の成立ちを事務局で研究して、ここは必要かというところは検討して、必要があれば修正の提案等もさせていただけるように、課題として認識させていただければと考えます。

#### ○宮川委員長

よろしいですか。ありがとうございます。ほか、ございますか。

それでは、特にこれ以上御意見ございませんようですので、この審査番号19について、これまでの意見を踏まえれば、委員会として承認するというところで異存ないように思われますが、それでよろしいですか。

（異議なし）

### ○宮川委員長

ありがとうございます。それでは、この審査番号19について承認ということといたします。

これで、本日予定してたところを終えたということになります。全体を通じまして何かお気付きの点などがございましたら、よろしく願いいたします。委員の皆様、何かございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。本日は長時間にわたりましたが、有益な発言を頂いたと思っております。

それでは、事務局からは何かございますでしょうか。

### ○事務局（山村室長）

非常に長時間にわたって、各論点におきまして、実態を踏まえた上で、法的条件も踏まえて、非常に詳細かつ、丁寧に御議論していただき、各方針についての委員会としての御判断を示していただきましたこと、誠にありがとうございます。本件2件の議事に関しましては、各委員様から頂きました御意見をしっかりと踏まえて、それに即した運営をしてみたいと考えております。本日の委員会の議事録、非常に大事でございますので、事務局で案を作成いたしまして、宮川委員長に御確認いただいたうえで公表させていただきたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、事務的な御連絡で、次回の委員会でございますが、緊急の案件がございましたら、令和2年6月頃の開催を予定しております。日程につきましては、改めて調整をさせていただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。議事につきましては、令和元年度返還分の取組状況の御報告が主になるということで考えております。

事務局からは以上でございます。

### ○宮川委員長

どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第22回の委員会を終了します。

本日は誠に長時間にわたって活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

(終了)